

平成25年度国土交通省税制改正

説明資料

消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策①

住宅取得については取引価格が高額であること等から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和するとともに、良質な住宅ストックの形成を促し国民の豊かな住生活を確保するという住宅政策の方向性が損なわれないようにする観点から、税制上・財政上の措置を講ずる。

I 税制措置

①住宅ローン減税

- ・ 適用期限を平成26年1月1日から平成29年末まで**4年間延長**
- ・ 平成26年4月から平成29年末までの措置として、最大控除額を一般住宅は**400万円**(現行200万円)に、長期優良住宅及び低炭素住宅は**500万円**(現行300万円)に拡充するとともに、住民税からの控除上限額を**13.65万円**(現行9.75万円)に拡充

【現行】

入居年	借入 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額	住民税からの 控除上限額
H25	2,000万円 (*1)	1.0%	10年間	200万円 (*2)	9.75万円 (前年課税所得×5%)

【改正案】

※ 下線部分が現行制度(H25)からの変更点

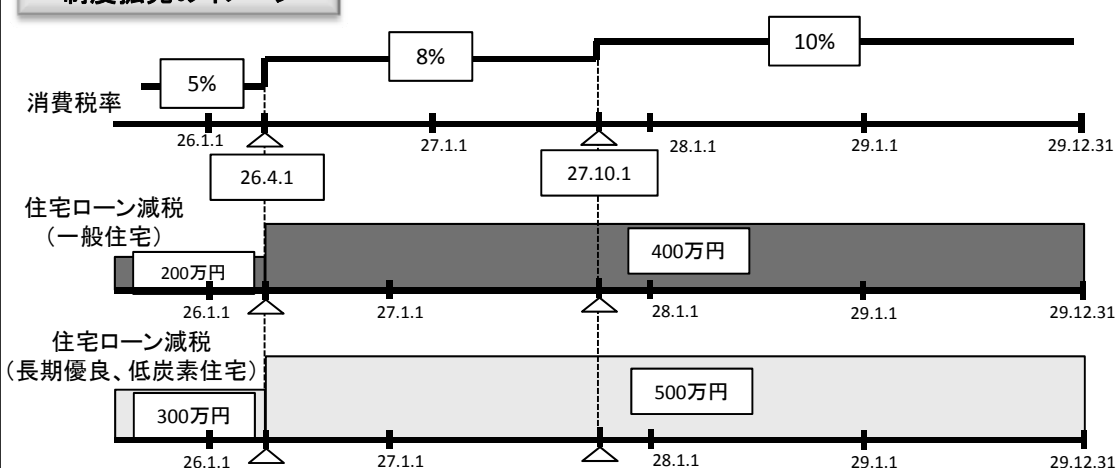
入居年	借入 限度額	控除率	控除 期間	最大 控除額	住民税からの 控除上限額
H26.4~ H29.12	<u>4,000万円</u> (*1)	1.0%	10年間	<u>400万円</u> (*2)	<u>13.65万円</u> (前年課税所得×7%)

(*1)(*2) 長期優良住宅・低炭素住宅は借入限度額は、3,000万円、最大控除額300万円

(*1)(*2) 長期優良住宅・低炭素住宅は、借入限度額**5,000万円**、最大控除額**500万円**

(注) H26.1~3はH25の措置を適用

制度拡充のイメージ



住民税拡充による負担軽減効果のイメージ

住民税からの控除上限額の拡充は、住宅取得者の約5割を占める年収600万円以下の所得層の負担軽減に効果的

年収	追加控除額
年収400万円 (住宅ローン: 約2,700万円)	約22万円
年収500万円 (住宅ローン: 約3,100万円)	約13万円
年収600万円 (住宅ローン: 約3,300万円)	約4万円

(注) (独)住宅金融支援機構データより

(注) 夫婦+子2人(16歳未満)の給与所得者世帯を想定

消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策②

②投資型減税（現金購入者向け）

- ・ 適用期限を平成26年1月1日から平成29年末まで**4年間延長**
- ・ 平成26年4月から平成29年末までの措置として、対象住宅に**低炭素住宅を追加**するとともに、最大控除額を**65万円**（現行50万円）に拡充
- ・ 併せて、控除額の算定基礎となる標準的な掛かり増し費用（㎡単価）を**引上げ**

【現行】

入居年	対象住宅	控除対象限度額 (標準的な掛かり増し費用)	控除率	最大控除額
H24・25	長期優良住宅	500万円	10%	50万円

【改正案】

※ 下線部分が現行制度(H25)からの変更点

入居年	対象住宅	控除対象限度額 (標準的な掛かり増し費用)	控除率	最大控除額
H26.4～ H29.12	長期優良住宅 低炭素住宅	650万円	10%	65万円



(注) H26.1～3はH25の措置を適用

③リフォーム減税

- ・ リフォーム需要を喚起する観点から、住宅リフォーム(耐震・省エネ・バリアフリー)を行った場合の減税措置を**延長・拡充**《後述》

※ その他、工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の税率の特例措置について延長・拡充
→ 契約金額が1,000万円超5,000万円以下の場合、印紙税額は**1万円**に引下げ(現行:1.5万円)

平成30年以降における住宅税制のあり方

平成30年以降における住宅にかかる税制のあり方は、上記①～③の措置の実施状況を踏まえ、**平成30年度までの税制改正で検討**

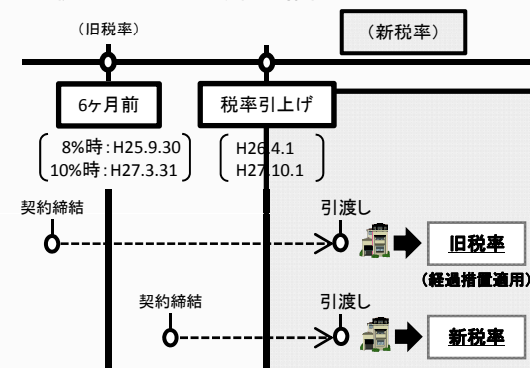
II 給付措置

【ポイント】

- ・ 住宅ローン減税の拡充措置を講じても**なお効果が限定的な所得層に対して実施**
- ・ 税制において当面、特例的な措置を行う**平成29年末まで一貫して実施**
- ・ 減税措置とあわせ、住宅取得に係る消費税負担増を**かなりの程度緩和**
- ・ できるだけ早期に、**遅くとも今夏にはその姿を示す**

※ 住宅については、実質的に、H25.10から税率の引上げがスタートする(右図参照)

◆ 税率引上げに伴う経過措置のイメージ



住宅の耐震改修等のリフォームをした場合の特例措置の拡充等（所得税、固定資産税）

住宅の耐震化を強力に推進するとともに、省エネ・バリアフリー化を進め、住宅ストックの性能の向上、リフォーム市場の拡大を通じた経済の活性化を図るため、住宅のリフォーム工事（耐震・省エネ・バリアフリー）をした場合の特例措置を延長・拡充する。

結果の概要

所得税（投資型）

⇒ 工事費等の10%を所得税額から控除する措置

	居住年	最大控除額
1.耐震 【4年延長】	～H26.3	20万円
	H26.4～H29.12	25万円
2.省エネ 【5年延長】	～H26.3	20万円(30万円)
	H26.4～H29.12	25万円(35万円)
3.バリアフリー 【5年延長】	～H24.12	15万円
	H25.1～H26.3	20万円
	H26.4～H29.12	20万円
1+2+3を併用 する場合	～H26.3	40万円(50万円)
	H26.4～H29.12	70万円(80万円)

※カッコ内の金額は、太陽光発電を設置する場合

《以下はいずれもH26.4から適用》

- 省エネ改修は、断熱工事に併せて行う高効率空調機・高効率給湯器・太陽熱利用システムの設置も対象
- 控除額算出方法の簡素化（単価により算出）

リフォーム税制全般

- 申請手続の運用改善
証明書の発行主体に住宅瑕疵担保責任保険法人を追加、証明手続の合理化（低炭素建築物の認定を受けた場合の証明方法の簡素化等）
- 工事費要件の引上げ（30万円→50万円超） ※所得税：H26.4から、固定資産税：H25.4から適用

※ 下線部分が現行制度からの変更点

所得税（ローン型）

⇒ ローン残高の一定割合を所得税額から控除する措置

居住年	省エネ・バリアフリー工事対象限度額	控除率	最大控除額 (5年間)
	その他工事対象限度額		
～H26.3	200万円	2.0%	60万円
	800万円	1.0%	
H26.4～H29.12	250万円	2.0%	62.5万円
	750万円	1.0%	

【4年延長】

固定資産税

⇒ 固定資産税の一定割合を減額する措置

	減額割合	減額期間
耐震 【H27まで】	1/2	1年(*)
省エネ 【3年延長:H27まで】	1/3	1年
バリアフリー 【3年延長:H27まで】	1/3	1年

(*) 特に重要な避難路として自治体が指定する道路（耐震改修法の改正により新たに措置）の沿道にある住宅の耐震改修は2年間1/2減額に拡充

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図る本特例措置の適用期限を2年間延長する。

結果の概要

- 本特例措置の適用期限を**2年間延長**する(平成27年3月31日まで)
- 中古住宅取得に係る適用要件を見直し、新たに、**既存住宅売買瑕疵保険に加入している中古住宅を追加**する(下記③を追加し、①、②又は③のいずれかを満たせばよいこととする)《後出》

<本特例措置の概要>

- ・ 所有権の保存登記 本則0.4% → 軽減税率0.15%
- ・ 所有権の移転登記 本則2.0% → 軽減税率0.3%
- ・ 抵当権の設定登記 本則0.4% → 軽減税率0.1%

【現行】 ① 築年数要件(木造:20年、耐火:25年)
② 耐震基準に適合していることの証明



【改正案】 ① 同左
② 同左
③ 既存住宅売買瑕疵保険に加入していること

施策の背景

本特例による負担軽減額

<保存登記に係る税負担>

※2,500万円の新築住宅を購入した場合

本則:4万円 → 特例:1.5万円
(2.5万円の軽減)

<移転登記に係る税負担>

※1,000万円の中古住宅を購入した場合

本則:12万円 → 特例:1.8万円
(約10万円の軽減)

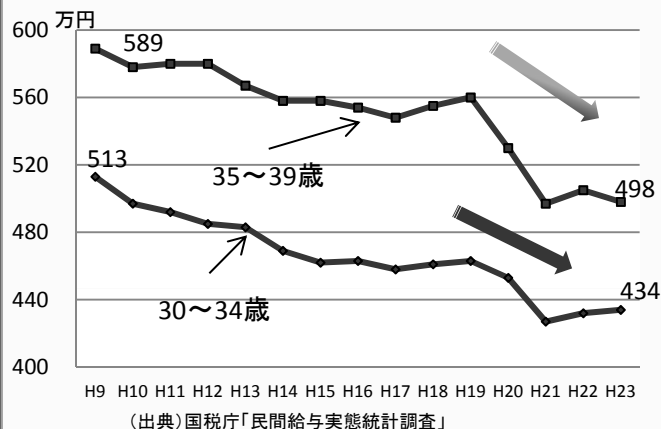
<抵当権設定登記に係る税負担>

※1,500万円の借入をした場合

本則:6万円 → 特例:1.5万円
(4.5万円の軽減)

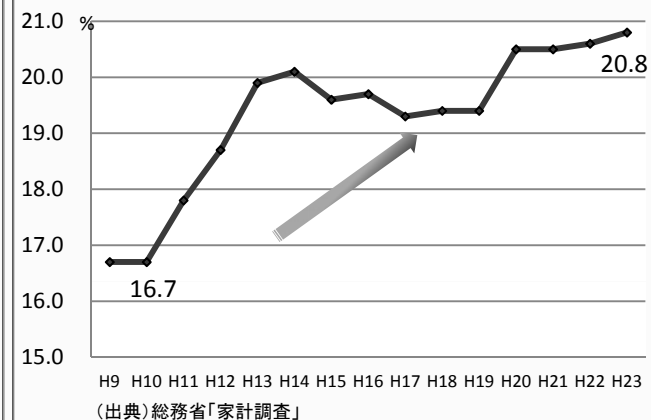
住宅取得者の所得環境の悪化

【30歳代男性の平均年収推移】



住宅ローン返済負担の増加

【住宅ローン返済勤労者世帯における収入に対する返済支出額割合の推移】



中古住宅取得に係る税制特例の適用要件の合理化 (所得税・個人住民税、贈与税、登録免許税、不動産取得税)

消費者のニーズに応じた住宅を選択できる環境を整備する観点から、中古住宅取得に係る税制特例の適用要件として、新たに「既存住宅売買瑕疵保険」への加入を位置づけ、中古住宅の流通促進、住宅ストックの循環利用を図る。

結果の概要

中古住宅の取得を対象とする税制特例措置の適用要件に関し、新たに、**既存住宅売買瑕疵保険に加入している中古住宅を追加**する(下記③を追加し、①、②又は③のいずれかを満たせばよいこととする。)

- 【現行】
- ① 築年数要件(木造:20年、耐火:25年)
 - ② 耐震基準に適合していることの証明



- 【改正案】
- ① 同左
 - ② 同左
 - ③ 既存住宅売買瑕疵保険に加入していること

(※) 不動産取得税の特例措置は、上記①・②の他に「S57以後に新築されたもの」でも適用可

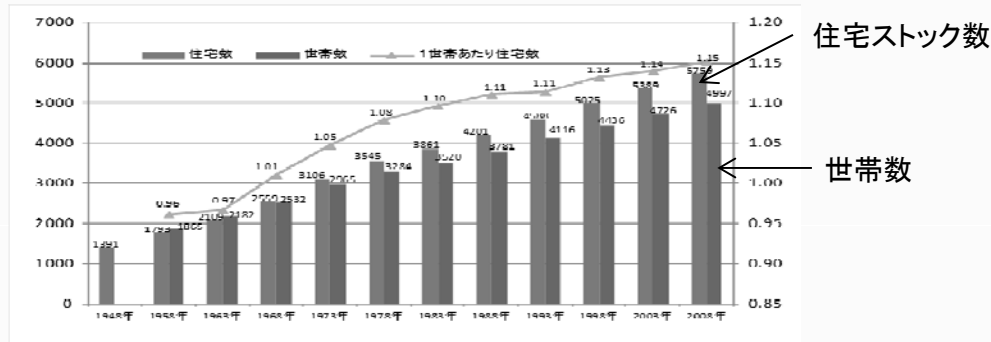
【対象となる税制特例措置】

- (1) 住宅ローン減税
- (2) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置
- (3) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等
- (4) 住宅用家屋の所有権の移転登記等に係る特例措置<<再掲>>
- (5) 既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置

施策の背景

住宅ストックの量的充足

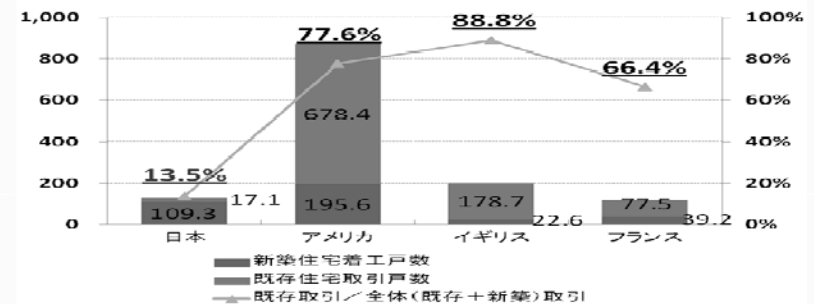
住宅ストック数は総世帯数に対し、約15%多い(H20)



(出典)総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

既存住宅流通の現状

既存住宅の流通シェアは約13.5%(H20)であり、欧米諸国の1/6程度の低水準



(出典)総務省「平成20年住宅・土地統計調査」等

サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長 (所得税・法人税・固定資産税・不動産取得税)

高齢者の暮らしに適した良好な住宅ストックが不足していることから、高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を高めるため、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する本特例措置の適用期限を延長する。

結果の概要

➤ 所得税・法人税：5年間 2.8割増償却
(耐用年数35年以上:4.0割増償却)



適用期限の3年間延長 (平成28年3月31日まで)
(ただし、3年目の割増償却率は半分)

➤ 固定資産税：5年間 税額を2/3減額
➤ 不動産取得税：
・家屋 課税標準から1,200万円控除/戸(床面積30㎡以上)
・土地 家屋の床面積の2倍に当たる面積相当分の軽減



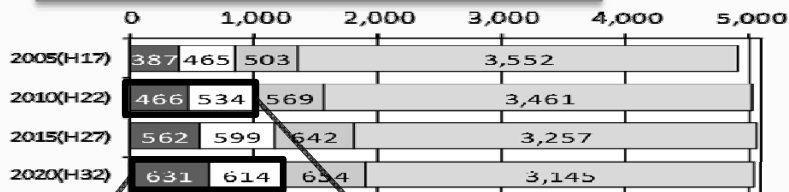
適用期限の2年間延長 (平成27年3月31日まで)

施策の背景

- 高齢者が安心して暮らせる住宅ストックは諸外国と比較し不足しており、要介護度の低い高齢者も特養申込者となっている状況
- このため、在宅介護の場となるサービス付き高齢者向け住宅の整備を引き続き支援していくことが必要

高齢者単身・夫婦世帯数の増加

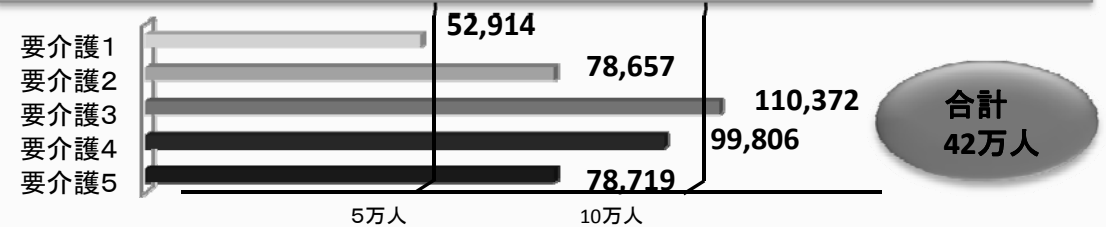
(万世帯)



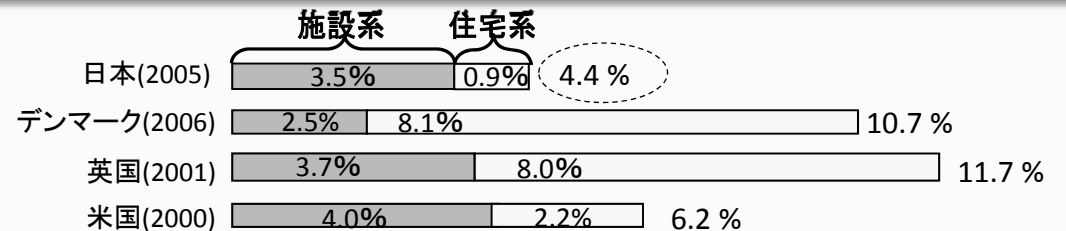
1,245万世帯(H32)

1,000万世帯(H22)

特別養護老人ホーム申込者数(要介護度の低い者も申し込み)



全高齢者に対する介護施設・高齢者住宅等の割合は諸外国より低い



都市再生安全確保施設を有する建築物に対する特例措置の創設(固定資産税等)

- 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載される備蓄倉庫に対して課税の特例措置を講じる。

施策の背景

現状・課題

- 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。**

新宿駅周辺は、超高層ビルからの避難者と交通結節点に向かう帰宅困難者等により、人があふれ、大きな混乱が生じた。



※東日本大震災当日の新宿駅

- 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害**が想定。

⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

⇒ **都市再生特別措置法の改正(平成24年7月1日施行)**

都市再生安全確保計画制度の創設

【構成員】

- ・ 国、地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者、鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等

都市再生安全確保計画を作成

- ・ 都市再生安全確保施設の整備（退避施設、退避経路、備蓄倉庫等）
- ・ 退避施設への誘導、災害情報・公共交通機関の運行情報等の提供、備蓄倉庫の提供、避難訓練 等

⇒ 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施

(*)都市再生緊急整備地域(全国63地域を指定)の協議会

協議会
(*)

本特例の対象設備

備蓄倉庫



image

税制改正の概要

都市再生安全確保計画に記載され、都市再生特別措置法に規定する**管理協定の対象**となった**備蓄倉庫**に対して



固定資産税・都市計画税について、**最初の5年間**、価格に**2/3**を参酌し、**1/2以上5/6以下の範囲内**において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置を**2年間に限り**講じる。

首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により 取得した鉄道施設に係る特例措置の創設（固定資産税）

背景

○阪神淡路大震災では駅や高架橋などが大きく破壊し倒壊する被害が発生したため、同大震災以降、柱に鋼板を巻く等の耐震補強を、全国の主要ターミナル駅等において優先的に進めてきたところ。

対象	
駅	1日あたり乗降客1万人以上かつ複数路線との接続駅
路線	仙台地区、東京圏、東海圏、近畿・山陽圏のピーク時1時間あたり10本以上の線区

○現行対策の着実な推進に加え、今般、その切迫性や被害の影響度などの観点から、首都直下地震・南海トラフ地震に備える防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。

施策の目標

首都直下地震・南海トラフ地震に備え、より多くの利用者の安全の確保の観点に加え、一時避難場所や緊急輸送道路の確保等の公共的な機能も考慮し、利用者の多い駅や路線を中心に鉄道施設のより一層の耐震対策を推進する。

税制改正要望の結果

◆対象資産

新規対策として、首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等における利用者の多い駅や路線の耐震対策を強化

対象	
駅	1日あたり乗降客1万人以上
路線(高架橋、橋りょう等)	1日平均断面輸送量が片道概ね1万人以上（注）

（注）緊急輸送道路等に影響を及ぼす箇所は断面輸送量に関わらず対象

◆特例措置の内容 **固定資産税：課税標準5年間 2/3 に軽減**
適用期限：平成27年3月31日まで2年間

阪神・淡路大震災時の高架橋の被害



高架橋等が大きく破壊し倒壊する被害が発生

東日本大震災発生後の高架橋の被害



鋼板を巻く耐震補強により倒壊の被害なし

主要な鉄道駅の耐震補強(イメージ図)



災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る税制特例の延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る所得税・法人税の割増償却制度及び固定資産税・都市計画税の軽減措置について、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加するとともに、最近の物流を巡る状況変化を踏まえた見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

現行制度の概要

- 所得税・法人税→割増償却制度
 - 営業倉庫建物: 10% (5年間)
 - 規模要件: 普通倉庫 1,500㎡以上 (多階建 3,000㎡以上)
冷蔵倉庫 3,000㎡以上 貯蔵槽倉庫 6,000㎡以上
 - 立地要件: 高速道路ICから5km以内、臨港地区
- 固定資産税・都市計画税→課税標準の特例
 - 営業倉庫建物: 1/2 (5年間)、附属設備: 3/4 (5年間)
 - 規模要件: 一類倉庫 1,500㎡以上 (多階建 3,000㎡以上)
冷蔵倉庫 3,000㎡以上 貯蔵槽倉庫 5,000㎡以上
 - 立地要件: 高速道路ICから5km以内、臨港地区

政策の目標

- 災害に強い物流システムの構築
- 我が国産業の国際競争力の強化
- 物資の流通に伴う環境負荷低減

税制改正要望の結果

①災害を受けても被害を軽減し、物流機能の早期回復を図るため、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加

背景: 東日本大震災の被災による物流施設の機能低下

- ①取扱貨物の荷崩れが発生
損傷を受けなかった施設を含め、取扱貨物の荷崩れが発生
- ②物流情報システムの機能停止
物流情報システムのバックアップデータ保管設備、非常用通信・電源設備が構築されていない施設では、入出庫管理が行えず業務がストップ

施設の機能回復の遅れが被災地の産業や経済の復旧・復興に大きく影響

具体的施策: 以下の防災対策の実施を追加

- 取扱貨物の荷崩れ防止対策
- バックアップデータ保管設備の設置
- 非常用通信設備・非常用電源設備の設置



荷崩れ防止対策の例



非常用電源設備



バックアップデータ保管設備
非常用通信設備

②最近の物流を巡る状況変化等を踏まえた要件の見直し

設備要件の見直し

- ・選択的設備要件(垂直型連続運搬装置、電動式密集棚装置又は自動化保管装置)として、荷揃効率化装置(※)を加える。
(※)荷揃効率化装置: デジタルピッキングシステム等
- ・選択的設備要件の一つである垂直型連続運搬装置として、ワイヤーにより駆動するものを加える。(現行はチェーンにより駆動するもののみ)

規模要件の見直し(固定資産税・都市計画税)

- ・貯蔵槽倉庫の規模要件を6,000㎡以上(国税同等規模)とする。(現行は5,000㎡以上)

雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税)

現行制度

三大都市圏及び人口30万人以上の都市において事業者が300m³以上の貯留施設又は5,000m²以上の浸透性舗装を設置した場合、5年間普通償却限度額の10%の割増償却ができる。

政策の目標

官民一体となった流域における浸水被害対策の推進

背景

◆気候変動に伴うゲリラ豪雨の頻発

- ・総雨量は小さくても、ピーク雨量は非常に大きい(降雨強度100mm/h以上も多い)

◆市街地の新規開発に伴う対策実施の限界

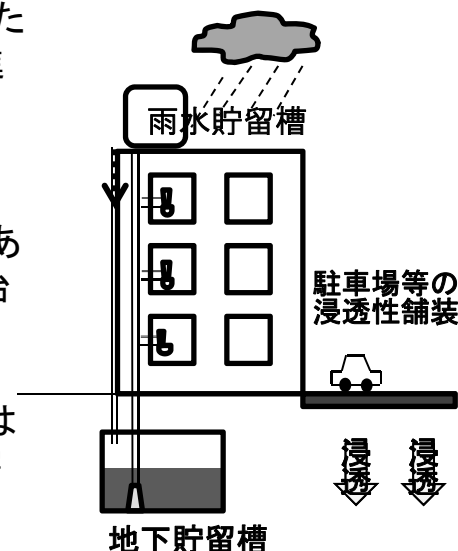
新しい視点による流出抑制対策の必要性

- ①流域全体にわたる面的な対策
- ②既成市街地における対策
- ③官民連携した対策

特例措置の必要性

- 近年頻発するゲリラ豪雨等の集中豪雨に対応するため、都市部における治水機能の強化を緊急的に推進することが必要。
- 都市部では、市街地における用地取得の困難等の理由により公共による対策に長期間を要する流域もあることから、官民で適切に役割分担しつつ総合的な治水対策を推進していくことが不可欠。
- 民間事業者等が設置する雨水貯留浸透利用施設は流域からの雨水の流出を抑制し、流域内の浸水被害の軽減に寄与。
- 民間事業者等による雨水貯留浸透利用施設の設置を推進するためには、税によるインセンティブを付与することが必要。

雨水貯留浸透利用施設の例



要望結果

雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度の適用期限を2年延長する。
(平成27年3月31日まで)

鉄道の安全性向上設備に係る特例措置の延長(固定資産税)

背景

- 鉄道の最大の使命である安全輸送の確保のためには、線路設備や信号保安設備などの安全に関する設備整備を継続的に実施する必要がある。
- しかしながら、近年の地域鉄道を取り巻く経営環境は極めて厳しく、設備整備後に増大する固定資産税等の費用負担を鉄道事業者の自助努力のみで賄うことが困難になっている状況下、安全輸送の確保のためには、地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の予算措置と併せて、本特例措置の延長が必要不可欠。

施策の目標

地域鉄道の鉄道運転事故による乗客の死亡者数：目標値 0人（毎年度）

税制改正要望の結果

- ◆ 特例措置の対象：地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上に資する償却資産
- ◆ 特例措置の内容：固定資産税：課税標準5年間1/3に軽減
適用期限：平成27年3月31日まで2年間延長

予算措置(特例の対象)

■ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (鉄道軌道安全輸送設備等整備事業)

安全な鉄道輸送を確保するために地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に支援を行う。

【補助率】1/3

【補助対象者】鉄軌道事業者

≪補助対象設備≫

- ・線路設備
- ・信号保安設備
- ・電路設備
- ・車両 など



線路設備
(軌道改良(PCまくら木化))



信号保安設備
(自動列車停止装置(ATS)の更新)



車両の更新

低床型路面電車(LRT車両)に係る特例措置の延長(固定資産税)

背景

- 高齢者・障害者が安全かつ容易に利用できるLRT車両(低床型車両)は路面電車のバリアフリー化のため、積極的な導入が必要。
- しかし、LRT車両は、低床型でない従来型車両と比べ、車両価格が高額であり、導入費用がかさむとともに、導入後の固定資産税が大幅に増加。その導入促進のためには、導入後の固定資産税負担を軽減する本特例措置が必要不可欠。

<LRT車両の導入状況> H11年度(税制特例創設以前) 20両 ⇨ H23年度末 176両(軌道車両の26%がLRT化)

【参考】

平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関のバリアフリー化を推進しているところである。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) 第4条)

国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、(中略)必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

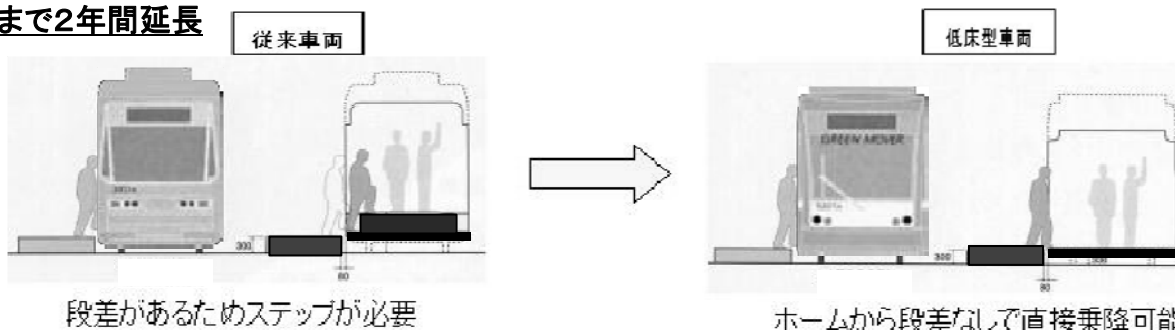
施策の目標

平成32年度末までに、全車両数のうち低床型路面電車の割合を40%とする。

税制改正要望の結果

- ◆特例措置の対象 低床型路面電車
- ◆特例措置の内容 固定資産税:課税標準5年間1/3に軽減
適用期限:平成27年3月31日まで2年間延長

低床型
路面電車



先進安全自動車(ASV)に係る特例措置の拡充(自動車重量税・自動車取得税)

先進安全自動車(ASV)装置を搭載した自動車に係る自動車重量税及び自動車取得税の特例措置のバスへの拡充を図る。

施策の背景

交通事故の削減を図るためには、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置を搭載した自動車の普及は重要である。このため、平成24年度において、衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物車に対する自動車重量税及び自動車取得税の特例措置が創設された。

平成24年4月に発生した関越自動車道での高速バス事故を受けて、安全性向上の観点から、ASV装置を搭載したバスの普及は重要な課題となっている。

このため、更なる交通事故削減のため、現在講じられている特例措置を拡充し、より安全性の高いバスの普及を図る必要がある。

政策の目標

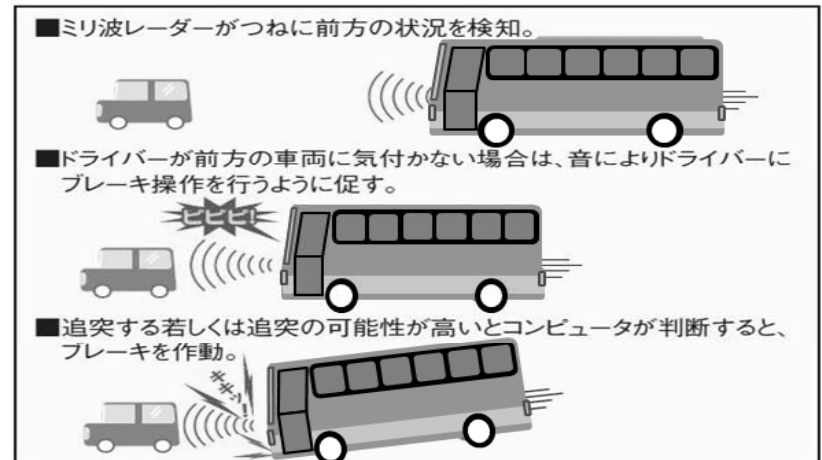
平成32年までに、車両安全対策により交通事故死者数を1,000人削減。(平成23年6月 交通政策審議会報告書)

税制改正要望の結果

衝突被害軽減ブレーキを搭載した大型貨物車に対する特例措置を拡充し、特例対象に車両総重量5トンを超える立席なしのバス(新車)を追加する。

国税	自動車重量税	新車新規登録の場合の自動車重量税を50%軽減
地方税	自動車取得税	取得価額から350万円控除

ASV装置の例:衝突被害軽減ブレーキ



対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の拡充(法人税・法人住民税・法人事業税)

背景・目的

【経済安全保障の確立】

○ 東日本大震災や原発事故を契機として、日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立の必要性が明確になったところ(例:外国船社による日本寄港の忌避・外国政府による一定海域の避難勧告等)。

➡ ①日本船舶増加のペースアップと②日本の外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶(準日本船舶)の確保を図ることによる経済安全保障の早急な確立が必要。

【国際競争力の強化】

○ 諸外国においては、自国船舶に加え外国船舶もトン数標準税制の適用対象としている一方、我が国の現行トン数標準税制の適用範囲は日本船舶に限定されている。

➡ トン数標準税制の拡充により、厳しい国際競争を強いられている日本商船隊の競争力確保に寄与。

政策の達成目標

○ 我が国商船隊における外航日本船舶数を最終的には概ね450隻とすることを目標とし、5年間(平成25年度から平成29年度まで)で概ね265隻とすることを目標とする。

拡充要望の結果

現行対象船舶

日本の外航船社が運航する日本船舶

+

拡充対象船舶

日本の外航船社の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶(準日本船舶)

拡充対象隻数

各年度の対象隻数は、外航日本船舶の増加隻数の3倍までの準日本船舶隻数とする
(ただし、各年度の対象隻数は、外航日本船舶を含め450隻を上限とする)

みなし利益

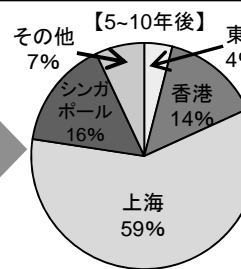
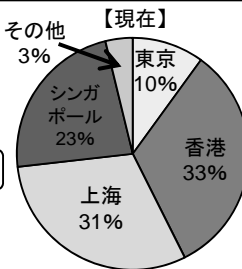
準日本船舶のみなし利益水準は、外航日本船舶の1.5倍とする

都市再生緊急整備地域等における特例措置の延長(所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)

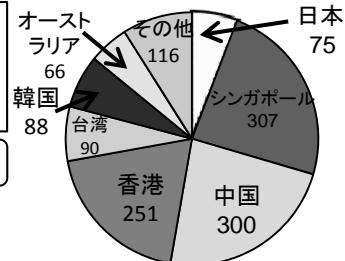
1. 都市の国際競争力

- ・ 国際的な都市間競争の激化による我が国の大都市の地位の低下。
- ・ 日本は、外資系企業のアジア地域統括拠点数で、他のアジア諸国に大きく引き離されている。

アジア地域の
ビジネス中心都市
(2011年調査)
【出典】国土交通省
調査対象は各都市の主要ビル
に入居する企業の社員



アジア地域
統括拠点数
(2010年調査)
【出典】経済産業省
調査対象は日本に進出
している外資系企業



2. 国の経済の牽引役となっている都市再生の必要性

- ・ 経済波及効果が大きい民間都市開発プロジェクトへの税制支援の継続が必要不可欠

2020年までに最大8~11兆円の民間建設投資※ → 約21~29兆円の経済波及効果

※内閣官房地域活性化統合事務局調べ

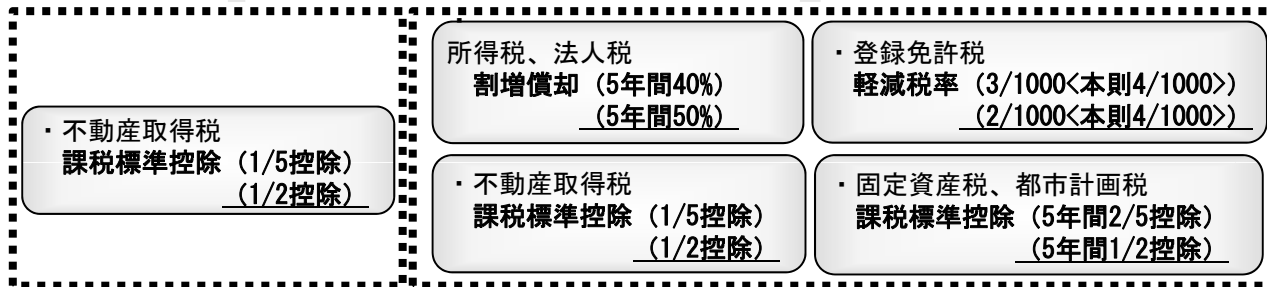
⇒ 国全体の成長を牽引し、魅力が高く世界に発信可能な都市拠点の形成

3. 税制改正の概要

① 認定事業者(*)が土地取得

② 認定事業者(*)が認定建築物を建設

(*) 国土交通大臣の認定を受けて、都市開発事業を行う民間事業者

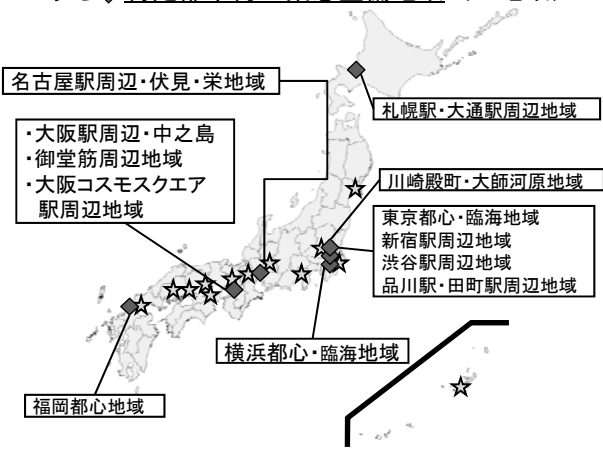


(注) 下線は特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置

都市再生緊急整備地域等の指定状況

☆ 都市再生緊急整備地域 (63地域)

うち◆ 特定都市再生緊急整備地域 (11地域)



都市鉄道利便増進事業により取得する鉄道施設等に係る特例措置の延長(固定資産税・都市計画税)

背景

- 都市鉄道の利便性を一層高めるには、既存の都市鉄道ネットワークを有機的に活用して、都市鉄道の機能の高度化を図るとともに、自社の増収に直接結びつかない事業の実施に消極的になりがちな鉄道事業者などの利害を調整することが必要。
- そのためには、『都市鉄道等利便増進法』(H17.8施行)に基づき計画されている、各プロジェクトの円滑な進捗が必要であり、国等による助成に加え、本特例措置による支援が必要不可欠。

施策の目標

都市鉄道等利便増進法に基づき、既存ストックを有効活用しつつ都市鉄道ネットワークの機能を高度化する施設を整備し、所要時間の短縮や乗換回数の減少等により、都市鉄道等の利便を増進させる。

【所要時間の短縮効果例】

(現在、整備が進められている事業)

- ・相鉄JR直通線(西谷～横浜羽沢間) : 二俣川⇒新宿間(59分⇒44分:15分短縮)等
- ・相鉄東急直通線(横浜羽沢～日吉間) : 二俣川⇒目黒間(54分⇒38分:16分短縮)等

(今後、事業化に向けた調査が進められる事業)

- ・都心-空港・郊外直結鉄道(押上駅付近～新東京駅～泉岳寺駅付近) : 東京⇒羽田空港間(27分⇒18分:9分短縮かつ乗換なし)
東京⇒成田空港間(53分⇒36分:17分短縮)

税制改正要望の結果

◆特例措置の対象

都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業(速達性向上事業、駅施設利用円滑化事業)により第三セクター等が取得する鉄道施設等

◆特例措置の内容

- ・トンネル 固定資産税:非課税
 - ・鉄道施設等 固定資産税・都市計画税:課税標準 5年間2/3に軽減
- 適用期限:平成27年3月31日まで2年間延長**

相鉄・JR直通線、相鉄・東急直通線



国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社を取得した荷さばき施設等に係る特例措置の延長 (固定資産税・都市計画税)

(1) 施策の背景

- 近年、東アジア諸国におけるコンテナ貨物取扱量の急増やコンテナ船の大型化に伴う国際基幹航路の寄港の絞り込みが進展。
- 国際基幹航路の我が国港湾への寄港の減少やこれによる我が国経済への影響が懸念。
- 国際戦略港湾(京浜、阪神)において国際基幹航路の寄港を維持・拡大するため、コンテナターミナル等のインフラ整備、両港への貨物集約、港湾運営の民営化等のハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施することが重要。

(2) 政策の目標

本税制により、国際戦略港湾等において、港湾運営の民営化や荷さばき施設等の整備を促進し、戦略的かつ効率的な港湾運営の実現を図る。

(3) 税制改正要望の結果

国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の(特例)港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等(上物施設)に係る特例措置について、適用期限を2年延長する。

対象埠頭: コンテナ埠頭

対象施設: 荷さばき施設等(上物施設)

年限: 取得後10年

特例: ①国際戦略港湾(京浜、阪神)

→ 固定資産税・都市計画税 1/2

②一定の要件を満たす国際拠点港湾

(苫小牧、仙台湾、新潟、清水、名古屋、四日市、広島、関門、博多)

→ 固定資産税・都市計画税 2/3

特例期間: 平成25～26年度

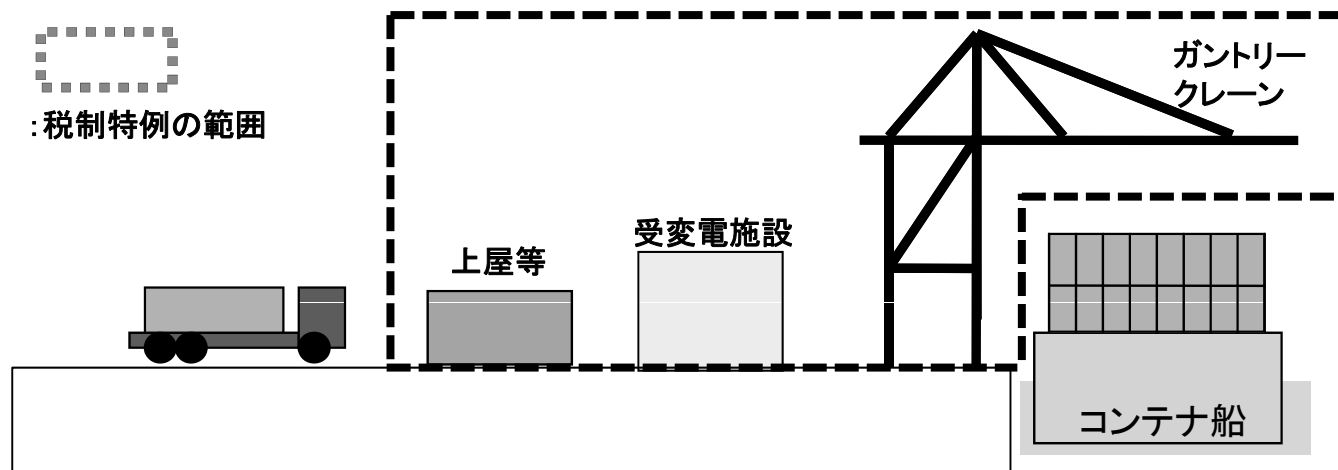


管理棟



ガントリークレーン

 : 税制特例の範囲



資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の創設（国際バルク戦略港湾に係る税制特例措置）（固定資産税・都市計画税）

施策の背景

- 一括大量輸送によるスケールメリットを求め、資源・エネルギー等を輸送するバルク(※)船の大型化が世界的に進展。一方で、我が国においては、バルク船の大型化への対応が遅れており、相対的に不利な事業環境による国内立地産業の競争力低下等が懸念。
- また、我が国のバルク輸送においては、個々の荷主企業の需要に応じた輸送体制となっており、全体として非効率となっている場合がある。

当該物資の安定的かつ安価な輸入に貢献し、雇用と所得の維持・創出を目指すため、拠点となる港湾において大型バルク船に対応した機能を確保するとともに、企業間連携の促進等を図り、資源・エネルギー等の広域的・効率的な海上輸送ネットワークを形成する必要がある。

※バルク(貨物)・・・石炭等の包装されずにそのまま船積みされる貨物

政策の目標

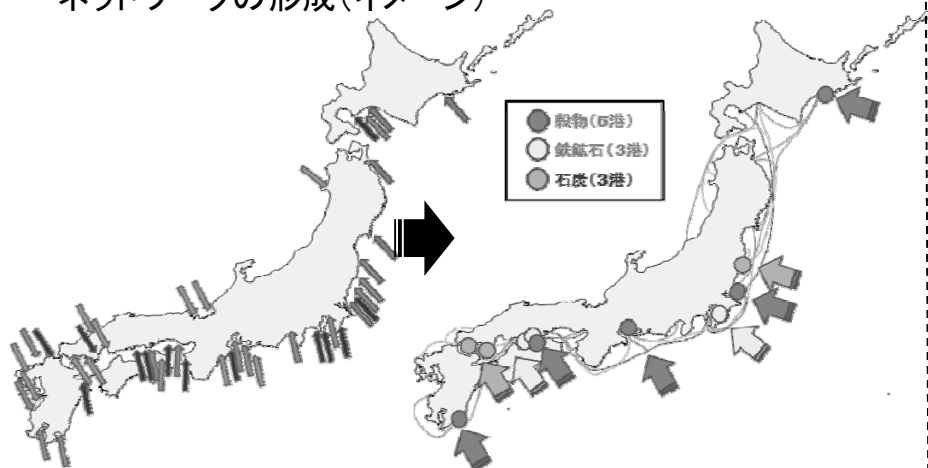
- 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において、企業間連携の促進に資する埠頭運営を実現。

税制改正要望の結果

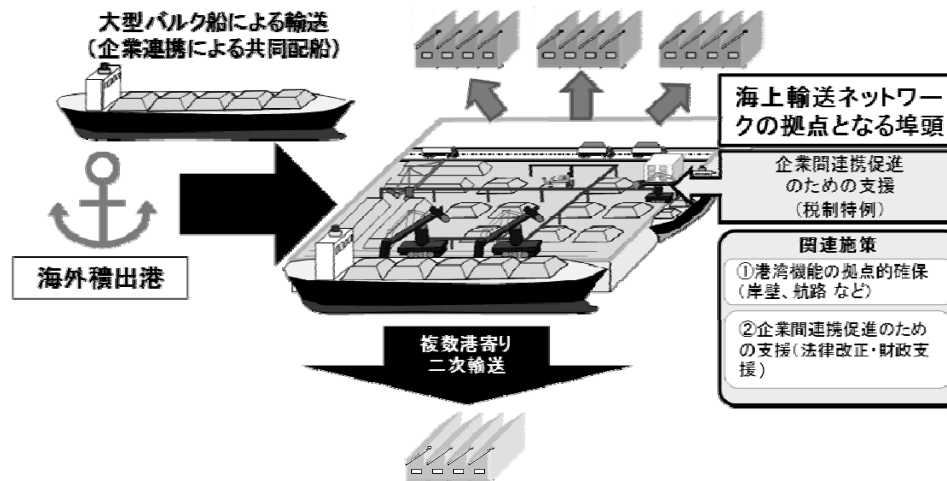
資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる港湾における一定の要件を満たす埠頭において、企業間連携の促進に資する埠頭運営を行う者が取得した荷さばき施設等に係る特例措置を設ける。

対象埠頭：バルク埠頭（※資源等の海上輸送ネットワークの拠点となる港湾における一定の要件を満たす埠頭）
 対象施設：荷さばきを行うための固定的な施設
 措置内容：固定資産税・都市計画税
 課税標準 10年間 2/3
 適用期間：平成25～26年度

- 拠点を集約した資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの形成(イメージ)



- 企業間連携の促進に資する埠頭運営(イメージ)



工事請負契約書等に係る印紙税の特例措置の延長及び消費税率引上げを踏まえた負担軽減措置

1. 税制改正結果の内容

- 工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、特例措置の適用期限を平成29年度末まで5年間延長する。
- さらに、平成26年度以降について、消費税率の引上げを踏まえ、契約金額1億円以下の税額を半減する等の大幅な負担の軽減措置を講じる。

2. 施策の背景

- 平成24年8月に成立した社会保障・税一体改革関連法において、「印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書について負担の軽減を検討する。」と規定。
- 他文書と比べて高率、高額な印紙税が課税されているほか、重層下請構造の中で多段階にわたり重複課税、不動産流通段階でも課税。
- 建設業の小規模事業者（資本金1～5千万円）の売上げに占める利益率は1%程度であり、下位の下請企業ほど利益に対する印紙税の負担割合が大きい。



契約金額毎の税額(改正後)

契約金額		本則	現行の特例措置	改正案
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書			
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	(特例措置無し)	200円(50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	(特例措置無し)	500円(50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	(特例措置無し)	1,000円(50%減)
500万円超	1,000万円以下	1万円	(特例措置無し)	5,000円(50%減)
1,000万円超	5,000万円以下	2万円	1万5千円(25%減)	1万円(50%減)
5,000万円超	1億円以下	6万円	4万5千円(25%減)	3万円(50%減)
1億円超	5億円以下	10万円	8万円(20%減)	6万円(40%減)
5億円超	10億円以下	20万円	18万円(10%減)	16万円(20%減)
10億円超	50億円以下	40万円	36万円(10%減)	32万円(20%減)
50億円超		60万円	54万円(10%減)	48万円(20%減)

建設工事や不動産流通のコストとなる印紙税の軽減により、建設投資の促進、不動産取引の活性化を図る。

措置の適用範囲を1,000万円以下まで拡大、税額を半減

現行措置における軽減率を2倍に引き上げ

※印紙税200円の階層(不動産:契約金額1万円以上10万円以下、工事:契約金額1万円以上100万円以下)は現行どおり

土地の所有権移転登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

要望結果

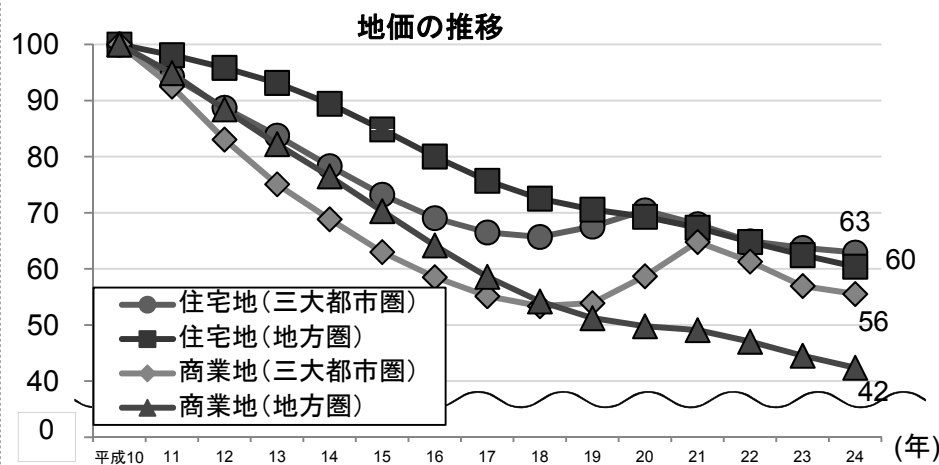
資産デフレからの脱却のため、土地取引の活性化の観点から講じられている軽減税率(1.5%)を2年間延長する。
(適用期限:平成25年3月31日→平成27年3月31日)

	本則	これまでの特例措置			特例措置の延長
		平成15年度 ～平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度, 平成26年度
所有権移転登記	2%	1%	1.3%	1.5%	1.5%
信託登記	0.4%	0.2%	0.25%	0.3%	0.3%

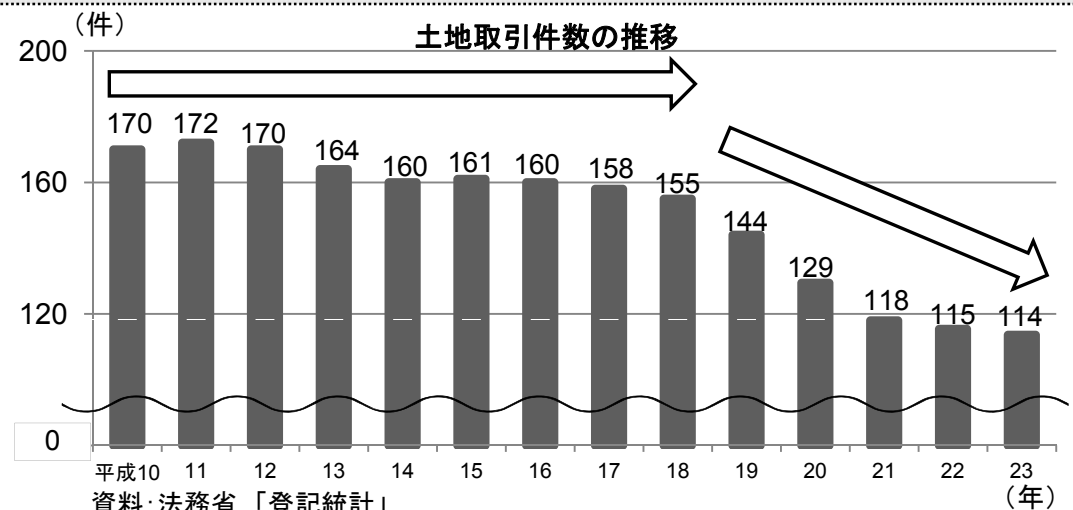
背景

- 三大都市圏では、平成17～20年頃にかけて回復傾向が見られたものの、平成21年以降下落傾向が継続。
- 地方圏では長期的に下落傾向が継続。

- 平成20年秋のリーマンショックを契機として大きく下落し、依然として低水準が継続。

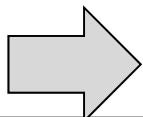


資料:国土交通省「地価公示」をもとに、平成10年=100とした指数値を推計し、作成。



資料:法務省「登記統計」

本特例の延長により、土地取引の活性化、土地の有効活用を促進し、
資産デフレからの脱却を図る。



Jリート・特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長（登録免許税・不動産取得税）

< 現行の特例措置 >

Jリート等(★)が不動産を取得する場合における不動産流通税の特例措置(平成25年3月31日まで)

○登録免許税：

本則税率 20 / 1000 → 13 / 1000

○不動産取得税： 課税標準の 3 / 5 を控除

(★)Jリート等：Jリート・特定目的会社(SPC)・投資信託

< 平成25年度税制改正内容 >

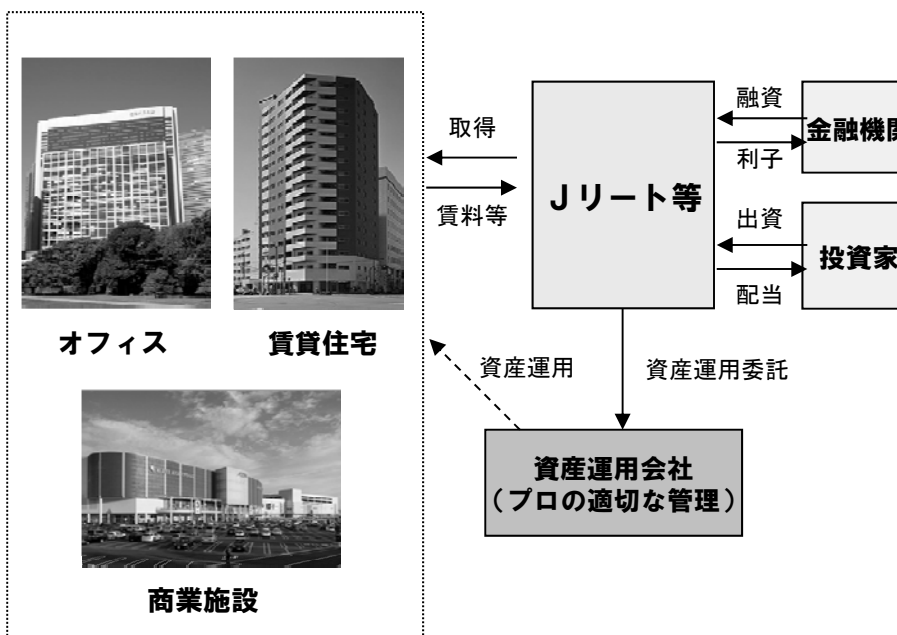
Jリート等が不動産を取得する場合における不動産流通税の特例措置を2年延長(平成25年4月1日から平成27年3月31日まで)

< 政策目的 >

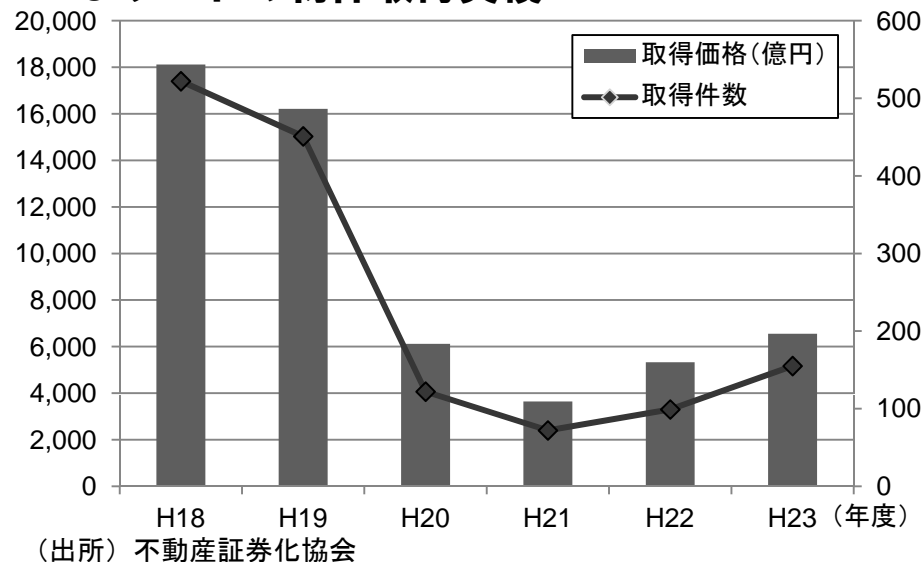
○本特例措置は、Jリート等による不動産取得の際の税負担軽減により、不動産の取引や適切な維持管理等を促進するもの。

○①資産デフレの脱却、②優良な資産ストックの形成・維持、③地域経済の活性化を図るとともに、約1,500兆円と言われる個人金融資産を不動産市場に振り向けることに資するもの。

< Jリート等の仕組み >



< Jリーートの物件取得実績 >



特例事業者（仮称）が営む不動産特定共同事業において取得する不動産に係る特例措置の創設 （登録免許税・不動産取得税）

<平成25年度税制改正内容>

特例事業者(仮称)(★)が営む不動産特定共同事業において取得する一定の不動産に係る不動産流通税の特例措置を創設する。(2年間)

- 登録免許税：
本則税率 20/1000 → 13/1000 (移転登記)
本則税率 4/1000 → 3/1000 (保存登記)

- 不動産取得税：課税標準の 1/2 控除

(★)「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案」により届出によって事業が可能となる特別目的会社(SPC)

<政策目的>

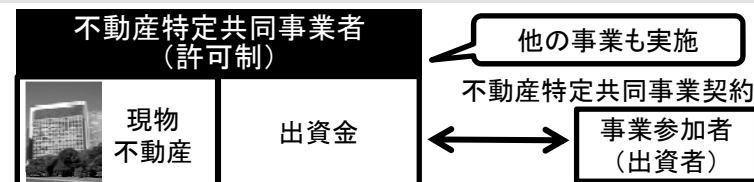
- 不動産特定共同事業法(★)が改正され、特別目的会社(SPC)を活用した証券化スキームが追加されれば、民間資金の導入による建築物の耐震化や老朽化不動産の再生が促進される。

- 民間資金の導入を後押しし、資産デフレ脱却、経済成長につなげる。

(★)改正法案の第183回通常国会への提出を予定

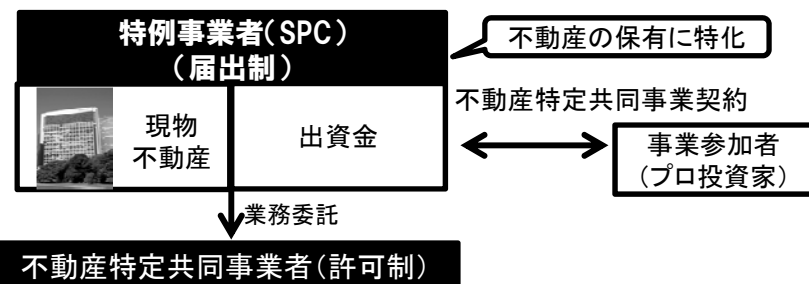
<不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（概要）>

【現行の不動産特定共同事業の仕組み】



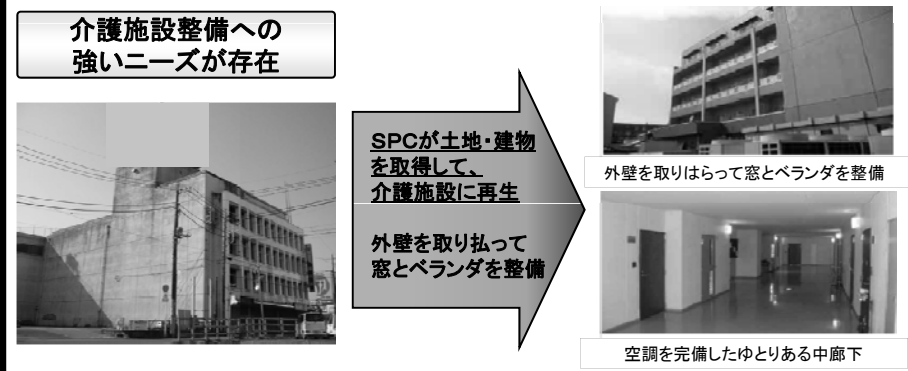
事業者の行う他の事業の影響を受けるため、事業者の倒産を懸念するプロ投資家から資金調達できない

【新たに追加する仕組み】



不動産の保有に特化した特別目的会社(SPC)は、事業者の倒産から隔離されているため、プロ投資家から資金を調達しやすい

【活用イメージ】老朽商業施設をSPCが取得して、介護施設に再生



車体課税の見直し

自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第7条第1号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。

自動車取得税

自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

- ① 自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止する。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。
- ② 消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。

自動車重量税

自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得る。

- ① エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講じる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。
- ② 自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。

参 考 < 現行の特例措置 >

エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)

○環境対応車の自動車重量税・自動車取得税をそれぞれ減免。

減免要件(乗用車等の場合)			軽減率
	燃費性能 2015年度燃費基準	排ガス性能 平成17年排ガス規制	
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆) クリーンディーゼル車(平成21年排ガス規制適合)			免税 (2回目車検: 50%軽減)*
ガソリン車、 ハイブリッド車	20%超過達成	75%低減 (☆☆☆☆)	
	10%超過達成		
	達成		50%軽減

* 自動車重量税のみ。

グリーン化特例(自動車税)

- 環境対応車の自動車税を軽減。
- 車齢が一定年数を経過した車両に対しては重課。

減税要件	燃費性能 2015年度燃費基準	排ガス性能 平成17年排ガス規制	軽減率
	電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制(NOx)10%低減☆)		
ガソリン車、 ハイブリッド車	10%超過達成	75%低減 (☆☆☆☆)	
	達成		概ね25%軽減
11年超のディーゼル車、13年超のガソリン車等 (電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド車等は除く。)			概ね10%重課

・自動車重量税: 自動車の車両重量等に応じて課税。エコカー減税対象車: 2,500円(0.5tあたり・年) ・自動車取得税: 取得価額の本則税率3%(営業車、軽自動車)、当分の間税率5%(自家用乗用車等)
・自動車税: 自動車の排気量等に応じて課税

認定集約都市開発事業に係る買換特例等の創設(所得税・法人税等)

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく集約都市開発事業のために土地等を譲渡する場合、一定の要件の下、買換え特例、軽減税率を適用する。

施策の背景・目的

<背景>

社会経済活動等に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生



<施策>

都市機能の集約等による都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより、都市の集約化、低炭素化を推進



駅前等の既成市街地において、病院・共同住宅等多数の者が利用し、省エネ性能が高い建築物(特定建築物)の整備を推進

【集約都市開発事業のイメージ】



税制改正の概要

施行区域面積が2,000㎡以上である等の一定の要件を満たすものについて、以下の特例を措置。

【居住用資産に限定】

①集約都市開発事業のために土地等を譲渡し、同事業により建築された建築物等を取得する場合
・買換え特例 所得税 100%

②集約都市開発事業のために土地等を譲渡し、特別の事情により同事業による建築物を取得しない場合
・所得税の軽減税率
原則: 15% → 6,000万円以下 10%
6,000万円超 15%

【事業用資産も対象】

○集約都市開発事業のために長期保有(5年間超)の土地等を譲渡する場合

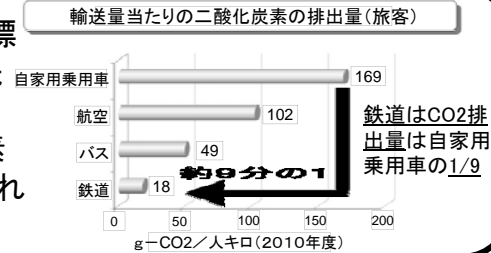
・所得税(個人住民税)の軽減税率
原則: 15%(5%) → 2,000万円以下 10%(4%)
2,000万円超 15%(5%)

・法人税
5年超保有: 5%重課 → 5%重課の適用除外

低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置の延長(固定資産税)

背景

本特例により京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改訂)に沿って、これまで順調に低炭素型車両の導入について推進されているところ。



今般の電力不足に伴う節電対策についても社会的に求められているところ、鉄道事業全体の使用電力の大部分を運転用電力が占めている。

更なるCO2排出削減及び節電対策・省エネ対策のためには低炭素化等に資する車両の導入促進が必要不可欠

施策の目標

低炭素化や鉄道利用者の利便性の向上に資する旅客用新規鉄道車両の導入を促進する。
低炭素型車両の導入割合 61%(平成23年度) → 67%(平成26年度)

税制改正要望の結果

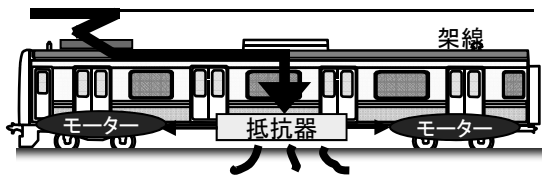
- ◆特例措置の対象: 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両
なお、「列車の運行本数の増加」を適用要件から除外する。
- ◆特例措置の内容: 固定資産税: 課税標準5年間2/3※に軽減
(※中小民鉄等は5年間3/5に軽減)
適用期限: 平成27年3月31日まで2年間延長

適用要件

- 特急用車両等を除く車両のうち、
1. 電車…VVVFインバータ制御と電力回生ブレーキの双方を備えた車両への更新
 2. 気動車…高効率内燃機関を備えた車両への更新
 3. 上記の更新以外の車両…新たな営業路線の開業又は列車の編成を構成する車両の増加に伴うもの

適用車両(例)

既存車両



抵抗器を使ってモーターを制御しているため、無駄な熱エネルギーが発生

CO2排出量
約30~50%改善

更新

新規車両



VVVFインバータ制御(一次周波数制御方式) 抵抗器を使わずにモーターの回転数を効率良く制御する機構

【力行中の電車】

【ブレーキ中の電車】



電力回生ブレーキ ブレーキ中の車両が発生した電力を架線に戻し、力行中の車両がその発生した電力を利用する方式

船舶の特別償却制度の延長(所得税・法人税)

施策の背景

- 環境負荷低減に関する社会的要請に対応するため、船舶の特別償却制度による環境負荷低減船舶への誘導が必要。
- 外航海運については、厳しい国際競争に晒されている中で、代替建造を促進し、我が国商船隊を競争力ある形で安定的に維持・整備していくことが必要。
- 内航海運については、国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担っており、環境低負荷船への代替を促進していくことによって、モーダルシフトの受け皿としての役割をさらに拡大することが必要。
- このため、次のとおり、船舶の特別償却制度による環境負荷低減船舶への誘導を図ってきているところ。
(外航)日本籍船:18/100、外国籍船:16/100
(内航)高度環境低負荷船(CO2排出削減量約16%) 18/100、環境低負荷船(CO2排出削減量約12%):16/100

政策の目標

- CO2, NOxの削減。
- 外航海運については、我が国商船隊の輸送比率(概ね10%)の維持。(平成28年度まで)
- 内航海運については、年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合35%以上。(平成32年度末時点)

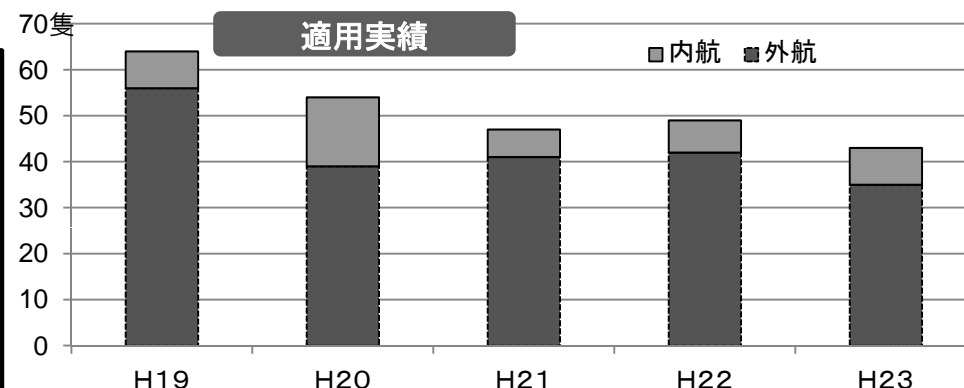
要望の結果

2年間の延長(特別償却率は現行通り。)

- 外航船舶については、CO2排出量について改正海洋汚染防止法で定める排出基準を一定の率(7%)、上回るよう要件を強化する等の見直し。
- 内航船舶については、設備要件の一部見直し。

特償の効果

- 環境低負荷船の導入促進により、CO2排出抑制対策に貢献する。
- 船舶建造時のキャッシュフローの確保が可能となり、船主の経営体質の強化が図られる。
- 船舶投資が促進され、我が国造船業及び船用工業への生産波及効果が図られる。



半島・離島・奄美群島の特別償却制度の見直し(所得税・法人税)

地域における内発的発展を始めとする産業振興をより効果的に促進するため、現行措置を抜本的に見直すこととし、**①中小事業者に関する要件緩和(下限額の引下げ、新增設以外も適用)、②割増償却への変更、③対象業種の追加、④構築物の追加**を行った上で、半島・離島は2年間、奄美群島は1年間延長する。

(なお、市町村による産業振興策に資する措置とするため、税制適用にあたっては市町村が産業振興に係る計画を作成することとする。)

【現行制度】

○個人又は法人等が、機械・装置、建物・附属施設を取得(取得価額2,000万円以上)した場合に特別償却(機械・装置:10/100、建物・附属設備:6/100)を認める。

○対象業種・・・半島地域:製造業・農販業、離島地域:製造業・(旅館業)・情報サービス業等、奄美群島:製造業・農販業・情報サービス業等



1. 半島地域・・・割増償却(償却率:機械・装置32%、建物・附属設備、構築物:48%、償却期間:5年)

事業者の資本金規模	資本金1000万円以下	資本金1000万円超5000万円以下	資本金5000万円超
製造業	500万円以上の取得	1000万円以上の取得	2000万円以上の取得
旅館業	機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 新增設
農林水産物等販売業	500万円以上の取得		
情報サービス業等	機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 新增設

2. 離島地域、奄美群島・・・割増償却(償却率:機械・装置32%、建物・附属設備、構築物:48%、償却期間:5年)

資本金規模	資本金5000万円以下	資本金5000万円超1億円以下	資本金1億円超
製造業	500万円以上の取得	1000万円以上の取得	2000万円以上の取得
旅館業 ^(※)	機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 新增設
農林水産物等販売業 ^(※※)	500万円以上の取得		
情報サービス業等	機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 設備投資		機械・装置、建物・附属設備、 構築物 に係る 新增設

※離島地域では全離島地域で旅館業を適用、奄美群島では旅館業の追加 ※※離島地域では農林水産物等販売業の追加

IV. 主要事項以外の項目

1. 国土交通省主管

- 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
- 都市計画事業認可前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充(一団地の津波防災拠点市街地形成施設)
- 市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
- 市街地再開発事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用
- 低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される住宅である特定建築物に係る住宅ローン減税及び登録免許税の特例措置の適用
- 住宅のリフォーム促進税制に係る申請手続の運用改善等(所得税、個人住民税、固定資産税)
- 防災街区整備事業の施行に伴う一定の新築の施設建築物に係る特例措置の延長(固定資産税)
- 指定保稅地域の指定対象の拡充(港湾運営会社が所有又は管理する施設等)(関税)
- 同意保留地に係る譲渡所得の1,500万円特別控除制度等の見直し
- 認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例措置の廃止
- 住宅のリフォーム促進税制に係る対象工事要件の見直し(所得税、固定資産税)
- バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る割増償却制度の廃止
- 鉄道駅総合改善事業費補助を受けて取得する鉄道施設に係る固定資産税の軽減措置の廃止
- 外貿埠頭公社が特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る特例措置の廃止
- 外貿埠頭公社の民営化に伴い承継する不動産に係る特例措置の廃止(登録免許税、不動産取得税)

2. 他省庁主管

- 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
- 振興山村における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
- 過疎地域における工業用機械等に係る特別償却制度の延長
- 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し(法人税・法人住民税・事業税)
- 投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置(海外不動産関係)(法人税・法人住民税・事業税)

- 東日本大震災の被災地における都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に係る収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の適用
- エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除の拡充及び延長(所得税・法人税・法人住民税・法人事業税)
- 海外投資家振替社債利子等非課税制度の拡充
- 低公害車の燃料等供給設備に係る固定資産税の軽減措置の延長
- 被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長
- 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置の廃止(固定資産税等)
- 三宅島噴火災害の長期避難指示による被災代替家屋等に係る固定資産税の特例措置の廃止